

Disclosure

平成16年度版



平成17年7月提出

入や 萬成証券株式会社

〈 目 次 〉

| | |
|------------------|------|
| 【はじめに】 | i~ii |
| <hr/> | |
| 1. 会社の概況 | |
| ① 会社名等 | 1 |
| ② 会社の沿革 | 1 |
| ③ 会社の目的 | 4 |
| ④ 事業の内容 | 5 |
| ⑤ 営業所の状況 | 7 |
| ⑥ 財務の概要 | 8 |
| ⑦ 発行済株式総数 | 8 |
| ⑧ 主要株主名 | 8 |
| ⑨ 役員の状況 | 9 |
| ⑩ 従業員の状況 | 12 |
| <hr/> | |
| 2. 営業の状況 | |
| ① 営業方針 | 13 |
| ② 当社及び当業界を取り巻く環境 | 13 |
| ③ 営業の経過及び成果 | 13 |
| ④ 対処すべき課題 | 17 |
| ⑤ 受託業務管理規則 | 18 |
| ⑥ 外務員の登録状況 | 27 |
| ⑦ 委託者に関する事項 | 27 |
| ⑧ 苦情・紛争に関する事項 | 27 |
| ⑨ 訴訟に関する事項 | 28 |
| <hr/> | |
| 3. 経理の状況 | |
| ① 貸借対照表 | 29 |
| ② 損益計算書 | 30 |
| ③ 注記事項 | 31 |
| ④ 利益処分計算書 | 34 |
| ⑤ 監査に関する事項 | 35 |
| ⑥ 財務比率 | 35 |
| <hr/> | |
| 4. 業務関連項目 | |
| ① 月間売買高 | 36 |
| ② 月末建玉状況 | 38 |
| <hr/> | |
| 追加情報 | |
| 1 役員の状況 | 1 |
| 2 経営組織図 | 4 |

【はじめに】

本書は、平成17年3月期（平成16年4月1日～平成17年3月31日）における当社の「会社の概況」「営業の状況」及び「経理の状況」について記載したものです。

【主な記載項目について】

1. 会社の概況

- 「会社の沿革」 ・当社の設立から作成日現在までの沿革を記載しています。
- 「会社の目的」 ・定款に記載された当社の目的を記載しています。
- 「事業の内容」 ・当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
- 「財務の概要」 ・平成17年3月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
- 「主要株主名」 ・所有株式数の多い株主の氏名、所有株式数等を記載しています。
- 「役員の状況」 ・当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。
- 「従業員の状況」 ・当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

2. 営業の状況

- 「営業方針」 ・当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
- 「当社及び当業界を取巻く環境」 ・内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
- 「営業の経過及び成果」 ・当社の平成16年度における業績について記載しています。
- 「対処すべき課題」 ・当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
- 「受託業務管理規則」 ・当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。（改正の都度、追加情報として開示いたします。）

3. 経理の状況

「財務比率」

(a) 純資産余裕比率
$$\frac{\text{純資産額}^{(*)}}{\text{必要純資産額}} \times 100$$

* 「純資産額」とは、資産から商品取引責任準備金（商品取引所法に基づく引当金）を除いた負債を控除したものをいい、「必要純資産額」とは、商品市場ごとに定められた商品取引員として必要とされる純資産のことを言います。

商品取引所法の規定により商品取引員が有していなければならない必要純資産額に対する純資産の余裕度をみるもので、比率が高いほど法定基準に対する余裕があると言えます。

(b) 自己資本資本金比率
$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本比率
$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100$$

総資本に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 修正自己資本比率
$$\frac{\text{自己資本}}{(\text{総資産額} - \text{委託者に係る取引所預託金額} - \text{分離保管預託額})} \times 100$$

委託者から預託を受けた委託証拠金代用有価証券のうち、委託者の取引に係る取引所への預託金額及び委託者債権の分離保管制度に基づいて金融機関へ預託されている額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産額に占める自己資本の割合をみたものです。

(e) 当座性資金等比率
$$\frac{\text{当座性資金等}^{(*)}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

* 「当座性資金等」とは、流動資産のうち、現金、預金、金銭の信託、受取手形、有担保委託者未収金、売掛金、有価証券、商品、保管有価証券、差入保証金、有担保委託者損差金及び未収先物取引差金を言います。

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある当座性資金等を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

流動比率との違いは、流動資産のうち、より現金化する可能性の高い「当座性資金等」を指標としているところです。

(f) 委託者未収金比率
$$\frac{\text{委託者未収金(長期未収債権に属するものを含む)}}{\text{純資産額}} \times 100$$

正味の資産である純資産に対する委託者未収金の割合をみるもので、比率が低いほど経営が安定していると言えます。

(g) 借入金等比率
$$\frac{(\text{借入金} + \text{借入有価証券} + \text{社債})}{\text{総資産額}} \times 100$$

総資産に占める借入金等の割合をみるもので、比率が低いほど経営が安定していると言えます。

(h) 経常収支率
$$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$$

経常的に発生する収益と費用を対比したもので、比率が高いほど経常的な収益力が高いと言えます。

(i) 負債比率
$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額}} \times 100$$

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(j) 流動比率
$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(k) 委託手数料収益比率
$$\frac{(\text{商品先物取引に係る}) \text{委託手数料}}{\text{経常収益}} \times 100$$

経常収益に占める委託手数料収入の割合をみるもので、比率が高いほど収益が委託手数料収入に依存している割合が高いと言えます。

(l) 自己売買収益比率
$$\frac{\text{自己売買収益}}{\text{経常収益}} \times 100$$

経常収益に占める自己売買収益の割合をみるもので、比率が高いほど収益が自己売買収益に依存している割合が高いと言えます。

1. 会社の概況

① 会社名等

| | |
|--------|-------------------------|
| 商品取引員名 | 入や萬成証券株式会社 |
| 代表者名 | 代表取締役社長 丸山喜代三 |
| 所在地 | 東京都中央区新川一丁目21番2号 茅場町タワー |
| 電話番号 | 03 - 5541 - 7887 (代) |

(平成17年6月29日付にて社長を交代しております。追加情報参照下さい。)

② 会社の沿革

当社は、明治41年に藤井新七商店として創業、京都証券取引所仲買人の免許を受け証券と米穀の仲買業務を始めました。昭和24年に金新証券株式会社を設立し、同年萬成証券株式会社と商号を改めました。

平成11年に萬成プライムキャピタル証券株式会社と商号を変更し、同年、東京工業品取引所・大阪商品取引所・中部商品取引所、平成12年に関西商品取引所、平成13年には横浜商品取引所の各商品取引所商品取引員（受託会員）として許可を受けました。

平成14年4月には、キングコモディティ証券株式会社と合併し、新たに東京穀物商品取引所と福岡商品取引所における商品取引員としての地位を承継しました。

平成15年5月には商品投資販売業の許可を受け、同年7月商号を「入や萬成証券株式会社」と変更致しました。

また、同年8月より“よろず”ファンドシリーズとして商品ファンドの販売を始めました。

平成16年6月からは、ビジネスモデルを大幅に変更し、通常の商品先物取引の勧誘を止め、リスク軽減型の組合せ取引「“よろず”パッケージI」の販売のみとしました。そして本年1月からは、種類を増やして「“よろず”パッケージ七福神」の販売を開始しお客様との共存共栄を目指しております。

| 年 月 | 概 要 |
|----------|--|
| 明治41年7月 | ・有価証券及び米穀の委託売買を目的として、京都証券取引所から仲買人の免許を受け、藤井新七が藤井新七商店を創業 |
| 昭和18年12月 | ・戦時企業整備令により廃業 |
| 昭和24年3月 | ・有価証券の委託売買を目的として、金新証券株式会社を京都に設立 |
| | ・資本金100万円 |
| 4月 | ・商号を萬成証券株式会社に変更 |
| 5月 | ・京都証券取引所の正会員として加入 |
| | ・資本金を150万円に増資 |
| 6月 | ・資本金を200万円に増資 |

| 年 月 | 概 要 |
|----------|---|
| 昭和27年 3月 | ・ 資本金を500万円に増資 |
| 昭和31年10月 | ・ 資本金を1,000万円に増資 |
| 昭和36年 9月 | ・ 資本金を3,000万円に増資 |
| 昭和43年 4月 | ・ 証券業の免許制実施に伴い、大蔵大臣より証券業免許取得 |
| 昭和48年12月 | ・ 大蔵大臣より外国証券取扱いの認可 |
| 昭和51年 5月 | ・ 大蔵大臣より債券現先売買の認可 |
| 昭和56年10月 | ・ 資本金を4,000万円に増資 |
| 昭和57年10月 | ・ 資本金を6,000万円に増資 |
| 昭和59年10月 | ・ 資本金を1億200万円に増資 |
| 昭和60年10月 | ・ 大蔵大臣より国債先物取引の認可 |
| 昭和62年10月 | ・ 資本金を2億100万円に増資 |
| 昭和63年11月 | ・ 大久保営業所を開設 |
| 平成元年 4月 | ・ 資本金を3億5,100万円に増資 |
| 平成 3年 3月 | ・ 大蔵大臣より引受業務の認可 |
| 平成 4年 5月 | ・ 大蔵大臣よりMMFの累積投資業務の代理業務の認可 |
| 平成 5年11月 | ・ 大蔵大臣よりMMFと中期国債ファンドのキャッシングの兼業業務の認可 |
| 平成 8年 4月 | ・ 資本金を5億100万円に増資 |
| 平成10年10月 | ・ 資本金を9億7,825万円に増資 |
| 平成11年 2月 | ・ 商号を萬成プライムキャピタル証券株式会社に変更 |
| 4月 | ・ 東京支店を新宿区に開設 |
| 6月 | ・ 通商産業大臣より東京工業品取引所：石油市場・貴金属市場、 大阪商品取引所：綿糸市場・ゴム市場・天然ゴム指数市場の商品取引員の許可 |
| 7月 | ・ 大阪支店を開設 |
| 11月 | ・ 農林水産大臣より中部商品取引所：畜産物市場の商品取引員の許可 |
| 12月 | ・ 通商産業大臣より中部商品取引所：石油市場の商品取引員の許可 |
| 平成12年 1月 | ・ 金沢支店、高松支店を開設 |
| 2月 | ・ 静岡支店を開設 |
| 5月 | ・ 東京支店を新宿支店に名称変更し、新たに中央区に東京支店を開設 ・ 盛岡支店を開設 ・ 宇都宮支店を開設 ・ 熊本人吉支店を開設 |
| 6月 | ・ 通商産業大臣より大阪商品取引所：アルミニウム市場の商品取引員の許可 |
| 7月 | ・ 本店を東京へ移転（東京支店を本店とする）、京都本店を京都支店に名称変更 |
| 12月 | ・ 農林水産大臣より関西商品取引所：農産物市場・農産物飼料指数市場の商品取引員の許可 ・ 通商産業大臣より東京工業品取引所：ゴム市場・アルミニウム市場の商品取引員の許可 |

| 年 月 | 概 要 |
|----------|---|
| 平成13年 4月 | ・米子支店を開設 |
| 5月 | ・農林水産大臣より横浜商品取引所：農産物市場の商品取引員の許可 |
| 6月 | ・農林水産大臣より横浜商品取引所：繭糸市場の商品取引員の許可 |
| 8月 | ・横浜支店を開設 |
| 平成14年 3月 | ・大分支店を開設 |
| 4月 | ・キングコモディティ証券株式会社と合併(資本金15億5,825万円) 同社から、東京穀物商品取引所：農産物市場、関西商品取引所：砂糖市場 及び福岡商品取引所：農産物市場の商品取引員たる地位を継承 |
| | ・京都支店を京都二条支店に名称変更 |
| | ・大久保営業所を宇治営業所に名称変更 |
| | ・キングコモディティ証券株式会社の大阪本社を当社の大阪支店に統合し、 以下の支店及び営業所を当社の支店及び営業所として新たに開設 |
| | ・札幌・仙台・日本橋茅場町・松本・新潟・名古屋・京都四条・広島・福岡支店 |
| | ・北大路営業所 |
| 8月 | ・経済産業大臣より大阪商品取引所：ニッケル市場、農林水産大臣 より関西商品取引所：水産物市場の商品取引員の許可 |
| 9月 | ・大阪証券取引所正取引資格取得 |
| 11月 | ・関東財務局長より金融先物取引業の許可 |
| 12月 | ・両替(通貨の売買)業務開始 |
| 平成15年 5月 | ・金融庁長官・農林水産大臣・経済産業大臣より商品投資販売業の許可 |
| 7月 | ・商号を入や萬成証券株式会社に変更 |
| 8月 | ・商品ファンド“よろず”ファンドシリーズの販売開始 |
| 平成16年 2月 | ・京都二条支店に3店舗(京都四条支店、北大路・宇治営業所)を統合、京 都支店に名称変更 |
| 8月 | ・札幌、盛岡、松本、静岡、広島、高松、熊本人吉、大分の8支店閉鎖 |
| 10月 | ・仙台、宇都宮、日本橋茅場町、新潟、金沢、米子、福岡の7支店閉鎖 |
| | ・米国シカゴに投資顧問会社(IFS Capital Management, Inc.)を設立 |
| 11月 | ・外国為替保証金取引業務開始 |
| 平成17年 3月 | ・改正商品取引所法に基づく商品取引受託業許可 |

③ 会社の目的

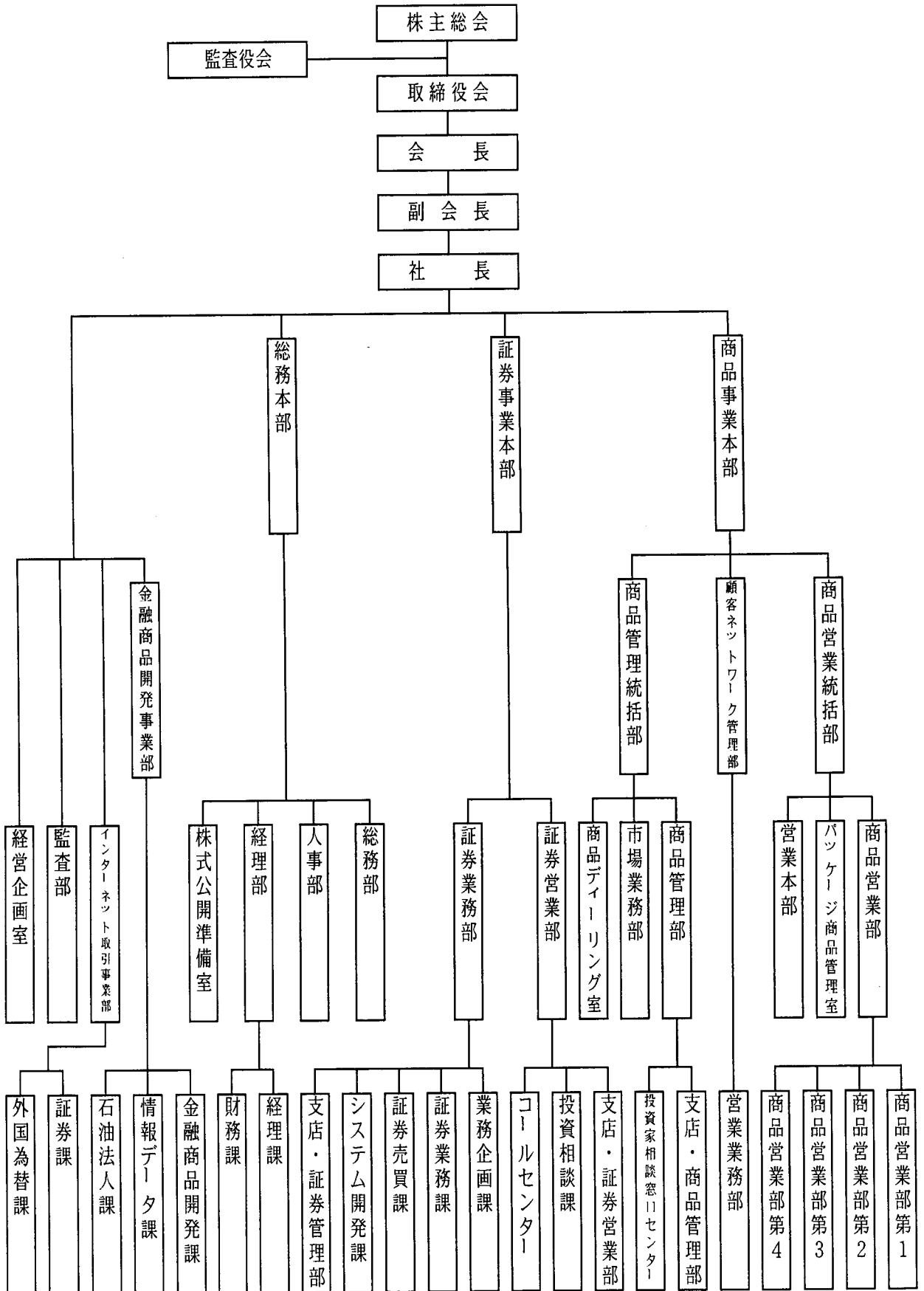
当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引
2. 有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引の媒介、取次ぎ又は代理
3. 有価証券の市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理ならびに外国有価証券市場における有価証券の売買取引又は外国市場証券先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
4. 有価証券の引受け及び売出
5. 有価証券の募集又は売出の取扱
6. 有価証券の私募の取扱
7. 累積投資業務に係る代理業務
8. その他証券業に関連する代理業務
9. 商品取引所法の適用を受ける上場商品（商品指数、オプションを含む）の売買、取次、代理及び受託業務
10. 前号に規定する商品の原材料、製品及び加工品の売買、売買の媒介、取次、代理及び輸出入業務
11. 商品投資に係る事業の規制に関する法律に規定する商品投資販売業
12. 海外の商品取引所における上場商品（商品指数、オプションを含む）の売買、取次、代理及び受託業務
13. 金融先物取引法の適用を受ける金融先物取引の売買、取次、代理及び受託業務
14. 通貨の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
15. 譲渡性預金の販売の媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
16. 金銭債権の売買、及びその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
17. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
18. 外国為替及び外国貿易法における外国為替取引等に係わる通貨及び金融商品の売買ならびに売買取引の受託、取次業務
19. インターネットを利用した前各号の業務
20. 前各号に附帯する業務

注) 上記のうち、_____線部分の事業は現在行っておりません。

④ 事業の内容

(1) 経営組織図は次のとおりです。



(2) 業務の内容

当社は、証券取引法に基づく各種有価証券の売買並びに先物取引（有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引等）の業務と商品取引所法に基づき設置する商品市場に上場されている各種商品の売買並びに先物取引（商品先物取引、現金決済取引及びオプション取引。以下「商品市場における取引」という。）について、顧客の委託を受けて執行する業務（以下「受託業務」という。）及び自己の計算に基づき売買執行する業務（以下「自己売買業務」という。）を主たる業務としております。

(a) 主たる業務

イ. 証券市場における取引の売買、媒介、取次ぎ又は代理

昭和43年、証券業務免許実施に伴い証券業の免許（3業務）を取得しました。
平成元年、公社債元利金の代理支払いの兼業業務の承認を得ました。
平成3年、引受免許を取得しました。

ロ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第190条第1項に基づき、下記の商品市場における取引の受託業務を行うことのできる商品取引員として、農林水産大臣及び経済産業大臣より「商品取引受託業務」の許可を受けております。

許可番号：農林水産省指令16総合第1870号

：平成17・03・16 商 第1号

| 市場名 取引所 | 農産物 | 砂糖 | 繭糸 | 貴金属 | ゴム | 畜産物 | 水産物 | 石油 | アルミニウム | ニッケル | 天然ゴム指数 | 農産物飼料指数 | 上場商品名 |
|------------|-----|----|----|-----|----|-----|-----|----|--------|------|--------|----------------------|--|
| 東京穀物商品取引所 | ○ | | | | | | | | | | | | NonGMO大豆、10M大豆、小豆、トウモロコシ、大豆ミール、アビカコーヒー、ロブスタコーヒー、 |
| 東京工業品取引所 | | | | ○ | | | | | | | | | 金、銀、白金、パラジウム |
| | | | | | ○ | | | | | | | | ゴム燻煙シート(RSS) |
| | | | | | | | | ○ | | | | | アルミニウム ガソリン、灯油、原油、軽油 |
| 横浜商品取引所 | ○ | | ○ | | | | | | | | | 日本生糸、国際生糸 馬鈴しょ、野菜 | |
| 中部商品取引所 | | | | | | ○ | | | | | | | 鶏卵 ガソリン、灯油、経山 |
| 関西商品取引所 | ○ | | | | | | | | | | | | NonGMO大豆、小豆 |
| | | ○ | | | | | | | | | | | 精糖、粗糖 |
| | | | | | | | ○ | | | | | ○ | 国際穀物等指数、J-7-指数 冷凍エビ |
| 大阪商品取引所 | | | | | ○ | | | | | | | | 燻煙シート、技術的格付け |
| | | | | | | | | | ○ | | | | アルミニウム |
| | | | | | | | | | | | ○ | | 天然ゴム指数 |
| 福岡商品取引所 | | | | | | | | | | ○ | | | ニッケル |
| | ○ | | | | | | | | | | | | NonGMO大豆、10M大豆、小豆、トウモロコシ、プロイラー |

注) ○：受託業務

- ハ. 商品市場における取引を行う業務
 自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。
 自己売買業務は、上記「ロ」に掲げた商品市場において行っております。

(b) 従たる業務

- イ. 商品市場における石油の現物取扱
 商品市場における石油取扱い並びに決済された石油の現物受渡業務を行っております。

ロ. 商品投資販売業務

商品投資に係る事業の規制に関する法律第3条の規定に基づき、商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令第7条第2項各号に掲げる法人として商品投資販売業を営む許可を金融庁、農林水産省、経済産業省より受けております。

許可番号：金農経（1）第120号

ハ. 証券取引法に基づく両替業務

証券取引法第34条2項6号に基づく業務を行っております。

ニ. 外国為替保証金取引業務

直物為替先渡取引業及び通貨の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務を行っております。

⑤ 営業所の状況

平成17年3月31日現在

| 店舗の名称 | 所在地 | 電話番号 |
|-------|----------------------------|--------------|
| 本店 | 東京都中央区新川一丁目21番2号 茅場町タワー | 03-5541-7887 |
| 新宿 | 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル | 03-3346-1441 |
| 横浜 | 横浜市中区本町三丁目30番地7 横浜平和ビル | 045-650-7611 |
| 名古屋 | 名古屋市中村区名駅三丁目22番4号 みどり名古屋ビル | 052-564-0051 |
| 京都 | 京都市中京区烏丸通御池上ル二条殿町538番地 | 075-253-3885 |
| 大阪 | 大阪市中央区久太郎町二丁目2番8号 八木ビル | 06-4705-6701 |

- (注) 1. 札幌支店、盛岡支店、松本支店、静岡支店、広島支店、高松支店、熊本人吉支店、大分支店、以上8支店は、平成16年8月31日を以て閉鎖いたしました。
 2. 仙台支店、宇都宮支店、日本橋茅場町支店、新潟支店、金沢支店、米子支店、福岡支店、以上7支店は、平成16年10月15日を以て閉鎖いたしました。

⑥ 財務の概要 (平成17年3月決算期)

(単位：千円)

| | 商品事業 | 証券事業 | その他の事業 | 合計 |
|-----------------------|----------------------------|------------------------|--------------------|----------------------------|
| (a) 資本金 | — | — | — | 1,558,250 |
| (b) 純資産額 ※1 | — | — | — | 15,510,484 |
| (c) 必要純資産額 ※2 | — | — | — | 1,998,000 |
| (d) 総資産額 | — | — | — | 35,108,666 |
| (e) 営業収益 (うち受取手数料) | 12,564,749 (13,621,966) | 1,038,544 (979,856) | 65,287 (65,287) | 13,668,581 (14,667,109) |
| (f) 経常利益 | — | — | — | 2,058,131 |
| (g) 当期純利益 | — | — | — | 555,118 |

※1 純資産額の算定方式は、資産から商品取引準備金（商品取引所法に基づく引当金）を除いた負債を控除したものです。

※2 商品取引所法第135条第1項の規定により、当社が商品取引員として有していなければならぬ純資産額です。

※3 千円未満を切り捨てて表示しております。

⑦ 発行済株式総数

24,926,500株 (平成17年3月31日現在)

(注) 当社の株式は、非上場であります。

⑧ 主要株主名

(平成17年3月31日現在)

| 氏名又は名称 | 所 有 株 式 数 | 発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 |
|-----------------------------|-----------------------|-------------------------|
| (株)West Wood Capital | 3,800,000株 | 15.24% |
| ソピア・フォールディング(株) | 2,100,000株 | 8.42% |
| (有)西村興産 | 1,900,000株 | 7.62% |
| ピー・シー・エフ(株) | 1,118,932株 | 4.49% |
| ジャフコ・ジー九(ビー)号 投資事業有限責任組合 | 965,000株 | 3.87% |
| ジャフコ・ジー九(エー)号 投資事業有限責任組合 | 845,000株 | 3.39% |
| 金丸多賀 | 780,000株 | 3.13% |
| 西村今朝男 | 530,000株 | 2.13% |
| りそなキャピタル(株) | 400,000株 | 1.60% |
| 計 | 12,867,625株 | 51.62% |

(注) 1. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

2. (株)WestWoodCapital、ソピア・フォールディング(株)、ピー・シー・エフ(株)、金丸多賀の全持ち株は、平成17年4月28日をもって、他の株主の持ち株と合わせて10,277,932株が全国保証株式会社に名義変更されております

⑨ 役員 の 状 況 （平成17年 3月31日現在、追加情報参照のこと）

| 役名及び職名 | 氏 名 (生年月日) | 所 有 株式数 |
|----------------------|---------------------|---------------|
| 代表取締役会長 (最高経営責任者) | 西村今朝男 昭和23年2月11日 | 千株 530 |
| 取締役副会長 | 古川修己 昭和24年7月11日 | 320 |
| 取締役副会長 | 梅田明彦 昭和22年3月1日 | 50 |
| 代表取締役社長 | 丸山喜代三 昭和24年4月1日 | 320 |
| 取締役副社長 | 岡本日出男 昭和26年1月1日 | 50 |

| 役名及び職名 | 氏 名 (生年月日) | 所 有 株式数 |
|--------|----------------------|---------------|
| 専務取締役 | 林 泰 宏 昭和36年6月16日 | 千株 250 |
| 常務取締役 | 鈴木寛典 昭和25年4月9日 | 130 |
| 取締 役 | 大川和雄 昭和17年3月19日 | 50 |
| 取締 役 | 甲斐 真 昭和35年3月15日 | 130 |
| 取締 役 | 宮田征一郎 昭和18年10月30日 | 50 |

| 役名及び職名 | 氏名 (生年月日) | 所有 株式数 |
|--------------|----------------------|-----------|
| 取締役 | 長谷川 和彦 昭和28年1月15日 | 千株 50 |
| 取締役 | 野水 裕資 昭和37年7月7日 | 180 |
| 取締役相談役 | 三原 博之 昭和18年8月6日 | 320 |
| 取締役相談役 | 藤井 史郎 昭和17年1月9日 | 300 |
| 常勤監査役 | 小河 泰雄 昭和19年2月7日 | 50 |
| 監査役 (非常勤) | 佐藤 健吾 昭和10年12月12日 | 100 |
| 監査役 (非常勤) | 貞國 鎮 昭和16年4月9日 | — |

(注) 監査役佐藤健吾、貞國鎮の両氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

⑩ 従業員の状況 (平成17年3月31日現在)

| | 総計 | 男女別 | | 営業・非営業 | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 男性 | 女性 | 営業 | 非営業 |
| 従業員数 | 659人 | 561人 | 98人 | 437人 | 222人 |
| 平均年齢 | 35歳1ヶ月 | 36歳3ヶ月 | 28歳7ヶ月 | 35歳0ヶ月 | 35歳2ヶ月 |
| 平均勤続年数 | 4年3ヶ月 | 4年5ヶ月 | 3年0ヶ月 | 5年2ヶ月 | 4年9ヶ月 |
| 登録外務員数 | 526人 | 511人 | 15人 | — | — |

- (注) 1. 平均年齢及び平均勤続年数は、月末満を切り捨てて表示しております。
 2. 登録外務員数は、商品市場への登録数を記載しております。

2. 営業の状況

① 営業方針

1. 日本一の顧客対応マナーの実現
2. 顧客の定着、拡大を図り、顧客満足度の向上
3. 法令遵守の徹底と内部管理体制の充実
4. 人材育成、登用抜擢、信賞必罰の実行

② 当社及び当業界を取り巻く環境

当期のわが国経済は、米国、中国をはじめとした世界経済の成長と設備投資等の伸びに支えられ、企業収益が改善傾向となりました。また、雇用情勢や個人所得の改善から消費も上向くなど、景気は概ね良好に推移してまいりました。

商品先物市場は、貴金属市場の大幅な冷え込み及び石油市場での相場乱高下等により薄商いを余儀無くされるとともに、改正商品取引所法に基づく純資産規制比率の導入により商品取引員が自己取引を縮小したこともあり、総取引高が前期比13.6%の減少となりました。また、商品先物取引業界におきましては、商品取引所法の大改正が行われ、商品取引員各社は、その対処策を必死に模索することとなりました。

株式市場は、期前半は日経平均が1万2千円を超える相場をつけ堅調に推移いたしました。が、年間を通し、1万1千円を挟み狭いレンジで推移し、期後半も上値が重く、終値も前年同期の終値を超えることはできませんでした。しかしながら、インターネットを利用した個人投資家に支えられ取引量は過去最高を記録する等活況を呈しました。

③ 営業の経過及び成果

平成17年5月から実施される商品取引所法の大改正に対処するべく、ビジネスモデルの全面的転換に取り組まれました。このため、新ビジネスモデルの業容は順調に拡大したものの、旧ビジネスモデルによる受取手数料の大幅な減少を招来致しました。また、同一の営業を行っておりました100%子会社の萬成トレーディング株式会社につきましては、経営資源を集中するため、その全株式を売却致しました。

証券事業におきましては、私募債の募集・売出に注力し、受取手数料が前期比8.9%の増収となりました。

また、事業多角化の一環として、「外国為替保証金取引」及び「日経225先物・オプション取引」のインターネットによる取扱いを開始するとともに、投資顧問業務に参入するべく、米国に100%子会社IBS Capital Management, Inc. を設立致しました。

この結果、当期の業績は、営業収益が前期比33.5%減の13,668,581千円、経常利益が、15支店閉鎖・人員削減・TV広告中止・役員報酬カット等の営業経費削減に努めたものの、前期比61.7%減の2,058,131千円、当期純利益が、支店閉鎖に伴う特別損失も加わり、前期比80.0%減の555,118千円となりました。

[商 品 事 業]

当期の商品事業は、改正商品取引所法に合わせた新ビジネスモデルを構築するべく、販売商品を、商品先物取引から、裁定取引を主体とする“パッケージ商品”へ切り替え、平成16年6月以降の新規顧客に対しては、すべて、パッケージ商品を販売することと致しました。本商品は、ハイリスク・ハイリターンの商品先物取引とはまったく異なる新しいタイプの商品として、お客様のリスクを低減し、お客様に喜んでもらうべく、当社が独自に開発したものであります。商品の品揃えを7種類へ増やし、平成17年1月からの手数料完全自由化を機に手数料を二分の一以下へ引下げ、総力をあげて取組んだ結果、本商品の預り委託証拠金残高は52億円となりました。

しかしながら、従来のビジネスモデルである商品先物取引営業につきましては、新規顧客の流入がなく既存顧客の解約に伴い顧客数が月を追って減少したため、受取手数料が大幅に減少し、また、ゴム市場及び石油市場で大きく自己売買損失を計上致しました。

この結果、商品事業の営業収益は、前期比35.8%減の12,564,749千円となりました。

(a) 営業収益の内訳

| | | 第56期 | 第57期 | 前期比 | |
|---------|------------|------------|------------|---------|-------|
| | | 千円 | 千円 | % | |
| 現物先物取引計 | 農産物市場 | 755,808 | 589,167 | 78.0 | |
| | 砂糖市場 | 441 | 28 | 6.3 | |
| | 繭糸市場 | 48,192 | 70 | 0.1 | |
| | 貴金属市場 | 1,092,375 | 1,144,407 | 104.8 | |
| | アルミニウム市場 | 1,936,416 | 2,361,739 | 122.0 | |
| | ニッケル市場 | 130,479 | 138,599 | 106.2 | |
| | ゴム市場 | 7,795,352 | 2,537,149 | 32.5 | |
| | 石油市場 | 7,831,156 | 6,548,469 | 83.6 | |
| | 水産物市場 | 27 | 578 | — | |
| | 現物先物取引計 | 19,590,248 | 13,320,208 | 68.0 | |
| | 現金決済先物取引計 | 石油市場 | 55,145 | 256,779 | 465.6 |
| | | 畜産物市場 | 104 | 297 | 285.6 |
| | 現金決済先物取引計 | 55,249 | 257,076 | 465.3 | |
| 指数先物取引計 | 農産物・飼料指数市場 | 37,372 | 14,840 | 39.7 | |
| | 天然ゴム指数市場 | 167,619 | 29,798 | 17.8 | |
| 指数先物取引計 | 204,991 | 44,638 | 21.8 | | |
| その他の | 31 | 43 | 139.4 | | |
| 受取手数料計 | | 19,850,519 | 13,621,966 | 68.6 | |
| 現物先物取引計 | 農産物市場 | 75,619 | 61,678 | 81.6 | |
| | 砂糖市場 | △1,642 | — | — | |
| | 繭糸市場 | 10,652 | △28 | — | |
| | 貴金属市場 | △222,806 | △7,854 | — | |
| | アルミニウム市場 | △162,527 | △74,342 | — | |
| | ニッケル市場 | △48,508 | △110,973 | — | |
| | ゴム市場 | △1,082,511 | △580,297 | — | |
| | 石油市場 | 1,244,859 | △561,185 | — | |
| | 水産物市場 | — | 951 | — | |
| | 現物先物取引計 | △186,863 | △1,272,050 | — | |
| | 現金決済先物取引計 | 石油市場 | 13,054 | 280,425 | — |
| | | 畜産物市場 | △140 | 40 | — |
| | 現金決済先物取引計 | 12,914 | 280,465 | — | |
| 指数先物取引計 | 農産物・飼料指数市場 | △5,376 | △2,950 | — | |
| | 天然ゴム指数市場 | △48,738 | △38,825 | — | |
| 指数先物取引計 | △54,114 | △41,775 | — | | |
| 商品売買損益 | △43,201 | △10,726 | — | | |
| その他の | △10 | △13,130 | — | | |
| 売買損益計 | | △271,275 | △1,057,217 | — | |
| 営業収益計 | | 19,579,244 | 12,564,749 | 64.2 | |

(b) 売買高

(単位：枚)

| 商品市場名 | | 第57期 〔自平成16年4月1日 至平成17年3月31日〕 | | |
|-------|------------|-------------------------------------|-----------|-----------|
| | | 委託 | 自己 | 合計 |
| | 農産物市場 | 260,037 | 229,971 | 490,008 |
| | 砂糖市場 | 8 | — | 8 |
| | 繭糸市場 | 120 | 3,194 | 3,314 |
| | 貴金属市場 | 263,808 | 172,157 | 435,965 |
| | アルミニウム市場 | 773,321 | 451,304 | 1,224,625 |
| | ニッケル市場 | 65,660 | 43,672 | 109,332 |
| | ゴム市場 | 788,351 | 463,033 | 1,251,384 |
| | 石油市場 | 2,204,122 | 1,464,734 | 3,668,856 |
| | 水産物市場 | 1,156 | 608 | 1,764 |
| | 現物先物取引計 | 4,356,583 | 2,828,673 | 7,185,256 |
| | 農産物・飼料指数市場 | 7,974 | 22,834 | 30,808 |
| | 天然ゴム指数市場 | 8,315 | 8,602 | 16,917 |
| | 指数先物取引計 | 16,289 | 31,436 | 47,725 |
| | 畜産物市場 | 522 | 2 | 524 |
| | 石油市場 | 80,305 | 71,324 | 151,629 |
| | 現金決済先物取引計 | 80,827 | 71,326 | 152,153 |
| | 合計 | 4,453,699 | 2,931,435 | 7,385,134 |

[証券事業]

当期の証券事業は、委託手数料は、株式に係る委託手数料がほぼ前期並みに推移いたしましたが、私募債取扱手数料を伸ばすことができたため、全体では営業収益は前期比9.5%増加の1,038,544千円を計上することができました。

[営業収益の内訳]

| | | 第56期 | 第57期 | 前期比 |
|---------------|-----|---------|-----------|-------|
| | | 千円 | 千円 | % |
| 株債その他 | 株式 | 656,301 | 663,095 | 101.0 |
| | 債券 | 3,824 | 951 | 24.9 |
| | その他 | 2,205 | 3,395 | 153.9 |
| 委託手数料計 | | 662,331 | 667,442 | 100.8 |
| 株債その他 | 株式 | 1,043 | 1,661 | 159.2 |
| | 債券 | 191,670 | 263,110 | 137.3 |
| | その他 | 4,102 | 31,635 | 771.2 |
| 募集・売出しの取扱手数料等 | | 196,816 | 296,407 | 150.6 |
| 商品ファンド販売手数料 | | 28,760 | — | — |
| その他の受入手数料 | | 11,889 | 16,006 | 134.6 |
| 受取手数料計 | | 899,797 | 979,856 | 108.9 |
| 売買損益 | | 15 | △307 | — |
| 金融収益 | | 48,229 | 58,995 | 122.3 |
| 営業収益計 | | 948,043 | 1,038,544 | 109.5 |

[その他事業]

当社が将来の有力商品として積極的に取組んでおります商品ファンド事業におきましては、当期に、商品先物業界で初めて、年金基金を顧客とした商品ファンドの組成・販売を実施しました。

[営業収益の内訳]

| | | 第56期 | 第57期 | 前年同期比 |
|-------------|------------|--------|--------|-------|
| | | 千円 | 千円 | % |
| 商品ファンド管理報酬 | 商品ファンド管理報酬 | 14,568 | 56,474 | 387.6 |
| | その他 | 8,935 | 8,812 | 98.6 |
| その他事業受取手数料計 | | 23,504 | 65,287 | 277.8 |

④ 対処すべき課題

当社主要事業である、商品先物取引業界においては、委託者財産の保護を中心とした大幅な法律改正がなされ、平成17年5月1日に改正商品取引所法が施行されました。

この法改正は、商品取引員に対する行為規制の見直しとして、委託者適合性原則の徹底、商品取引員の営業における「取引の仕組み・リスクの説明義務化」、勧誘においては「不当勧誘行為の禁止」等が明文化されました。

また、商品取引員の財務基準を厳格化するため純資産額規制比率も導入され、委託者財産の保護強化も図られることとなりました。

このような環境激変に対処するべく、当期から開始しましたパッケージ商品の品揃え拡充と商品内容改良に努め、顧客数の拡大と預り金残高の増強を図るとともに、営業経費の効率的使用を徹底して、新ビジネスモデルによる収益拡大に邁進する所存であります。

また、社員の適材適所配置、教育制度の充実、適切な職制の整備を含めた組織の充実等により社内活性化を図るとともに、改正商品取引所法・個人情報保護法等の諸法令の施行を踏まえて、従来にもまして法令遵守に対する取組みを強化してまいります。

⑤ 受託業務管理規則（改正作業中。完了次第開示致します。）

受託業務管理規則

（目的）

第1条 この規則は商品取引所法・商品取引所法施行令・商品取引所法施行規則（以下「法令」という）及び受託契約準則・取引所諸規則並びに日本商品先物取引協会（以下「日商協」という）「受託等業務に関する規則」を遵守するとともに、委託者に対して誠実かつ公正にその業務を遂行し委託者の保護育成並びに委託者の自己責任原則の徹底を図り、受託業務の適正な運営及びその管理について必要な事項を定める。

本規則の制・改定は取締役会にて決定する。

（商品先物取引不適格者の参入防止）

第2条 当社は、次の各号の一に該当するものに対しては、商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行わないこととする。ただし、第2号及び第6号に該当する者については、本人からの取引を行いたい旨の理由を明記した申出書（本人自筆のこと）の提出があり、第12条第2項に定める総括責任者が、妥当であると認めた場合に限り受託を行うものとする。

尚、『パッケージ商品』（当社取扱い商品）に限り、別に定めるものとする。

- （1）未成年者、成年被後見人、被保佐人及び精神障害者
 - （2）恩給、年金、退職金、保険金等により主として生計を維持し、余裕資金のない者
 - （3）母子家庭該当者及び生活保護法被適用者
 - （4）長期入院患者等随時連絡が取れない者
 - （5）長期自宅療養者等医療費が収入の一定額を占めている者
 - （6）一定の所得を有しない者
 - （7）農業・漁業の協同組合、信用組合、信用金庫等及び公共団体等の公金出納取扱者
- 2 前項各号に該当しない者であっても、総括責任者及び統括責任者、管理担当班責任者が、商品先物取引を行う適格性に欠けると認定した者に対しては、委託の勧誘並びに受託を行わないこととする。
- 3 第1項各号に該当しない委託者であっても、取引期間中において、総括責任者及び統括責任者、管理担当班責任者が新たに不適格者と認定した場合は、当該委託者に対し、速やかに取引の仕切りを求めることとする。

（顧客カードの作成・整備）

第3条 当社は、適切な委託者管理を行うため、本店及び従たる支店ごとに商品先物取引を行うとする顧客について、次に掲げる事項を記載した顧客カード（従たる支店においてはその写し）を作成し備え付けるものとする。

- （1）氏名、性別、年齢、家庭構成、住所及び連絡先
- （2）職業、会社名、役職名及び勤務先住所
- （3）資産及び推定年収の状況
- （4）商品先物取引及び証券取引等の経験の有無
- （5）商品先物取引を行おうとする動機
- （6）その他必要と認める事項

2 顧客カードは、担当外務員等が所要の事項を記載し、契約前に予め管理担当班の責任者に報告し、審査を受けるものとする。

(勧誘の際の説明義務)

第4条 商品先物取引の委託の勧誘にあたっては、受託契約準則、「商品先物取引－委託のガイド」等の関係書面を交付し、商品先物取引のしくみ、上場商品に対する知識及び情報収集の方法等の基本的知識について詳細に説明するとともに、取引の投機的本質について危険開示を行い、顧客の判断と責任において取引を行うことについて顧客に十分な自覚を促し、理解した旨の「口座設定申込書」の提出を得たうえで参加を求めることとする。尚、「口座設定申込書」の提出がない場合は委託の勧誘並びに受託を行わないものとする。

(受託業務における禁止行為)

第5条 商品先物取引の委託の勧誘及び受託にあたっては、法令諸規則及び受託契約準則・日商協「受託等業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。

(委託者の保護育成措置)

第6条 当社は、商品先物市場に参入するにふさわしい健全な委託者層の拡大を図るため、「商品先物取引の経験のない新たな委託者からの受託に係る取扱い要領」に定めた委託者については3ヶ月の習熟期間を設け、次に掲げる保護育成措置を講ずるものとする。

- (1) 委託者に対しアンケート調査を行い、商品先物取引についての理解と認識の再確認を行い、必要に応じて連絡または訪問等により知識の啓蒙を求めること。
- (2) 取引にあたっては、余裕資金を保持した取引を励行させるとともに、当該委託者の知識、経験、理解力並びに財産の状況に照らして明らかに不相応と判断される取引についてはこれを抑制する等の措置を講ずること。
- (3) 商品先物取引の経験のない新たな委託者からの受託にあたっては、委託者保護とその育成を図るため、当該委託者の知識、理解力並びに財産の状況を考慮の上、相応の資金の範囲においてこれを行うものとする。この場合において、商品先物取引の経験のない委託者からの取引数量に係わる制限を設け、当該委託者から制限を超える取引の要請があった場合の審査等につき、別に定めるものとする。

(取引指示時における取引意思の確認)

第7条 当社は委託者の取引注文時における取引意思の確認と、その意思を執行した旨、明確に記録するものとする。

(取引内容精査及び不正資金流入防止)

第8条 当社は委託者保護及び受託業務の適正な運営を確保するため、委託者の取引内容を常時把握するとともに、これを精査し、適切な委託者管理を行い、必要に応じて委託者に対し連絡または訪問等により取引状況、資金力等の確認を行い、必要と認められた場合は取引に係わる確認書等の提出を求めるものとする。提出なくその旨の理由が妥当でないと判断される時は、当該委託者に対し速やかに取引の縮小・制限及び決済を求め新たな受託及び預託は行わないものとする。

2 公金出納取扱者、金融機関において他人の金銭・有価証券等を取り扱っている者、企業の経理・財務担当者等自己の資産以外の金銭等を取り扱っている委託者からの預託金については不正資金流入防止措置を講じ別に定めるものとする。

(建玉及び取引の制限)

第9条 当社は、先物取引市場における取引の公正を確保するため、委託者の建玉について委託者に対し、取引所の市場管理規則に定める建玉制限制度の周知を行いその遵守について委託者の理解を求めることとする。

- 2 当社は、委託者に対し前項の他、当社受託業務管理規則第6条第2項、第3項及び第8条の規定により取引制限が行われる旨、委託者に理解を求めることとする。

(ディーリング室の設置)

第10条 当社は、委託者の注文に係わる取引と自己の計算による取引とを峻別するため、ディーリング室を設置し、委託者取引部門については市場業務部、自己取引部門についてはディーリング室が取り扱い各々責任者を置くものとする。

(広告・宣伝に係わる管理措置)

第11条 当社が受託業務に係わる広告・宣伝を行うときは、日商協「受託等業務に関する規則」第6条を遵守するとともに、「広告に係わる社内管理責任者」を定めるものとする。

- 2 「広告に係わる社内管理責任者」は、部長職以上とし、取締役会にて決議する。
- 3 広告・宣伝の実施にあたっては、「広告に係わる社内管理責任者」が社内審査を行い、本規則第12条第3項(1)に定める総括責任者に報告するものとする。

(管理担当班の設置)

第12条 当社は、受託業務に係わる責任の所在の明確化を図るため、本店を主体として、本店及び従たる支店に管理担当班を設置し責任者を置くものとする。

- 2 受託業務に係わる総括管理及び次条に定める管理担当班の職務の総括調整を行うため、本店に総括責任者並びに統括責任者を置くものとする。
- 3 総括責任者及び統括責任者、管理担当班責任者は次の者とする。
 - (1) 総括責任者は取締役(執行役員以上の職責者を含む。)、統括責任者は管理部上席者とし、取締役会にて選任する。
 - (2) 管理担当班の責任者は、管理部所属社員とする。

(管理担当責任者及び管理担当班の職務)

第13条 管理担当班責任者、管理担当班の職務は次のとおりとする。

- (1) 「顧客カード」及び「口座設定申込書」の精査による顧客の選別並びに受託の適否の決定
- (2) 顧客管理のための「顧客カード」整備
- (3) 商品先物取引の経験のない委託者からの受託に係わる取扱い要領に基づく審査
- (4) 委託者の取引内容精査、連絡、訪問等による取引状況の確認。並びに不適切と判断される取引の制限及び措置
- (5) 登録外務員等の委託者に対する連絡サービス状況の掌握及び営業部門に対する指導
- (6) マネーロンダリングの防止に係わる本人確認の周知徹底
- (7) 不正資金流入防止措置
- (8) 外務員に対する関係法令、諸規則及び総括責任者指示事項等の遵守に係わる指導及び遵守状況の監視並びに不適正な事実を発見した場合の迅速適切な措置
- (9) 委託者からの取引等に係る疑義、相談等に対する適切な対応、及び早期の疑義の解明、払拭措置
- (10) 過去に恣意的に紛争等を惹起した委託者の参入予防措置

- (11) 商品先物取引に必要な知識の啓蒙並びに委託者の理解度を向上させるために必要な措置
- (12) 管理措置の遂行、遵守状況の取締役会への報告
- (13) その他委託者管理に必要と認められる事項

(委託本証拠金の額等に係る措置)

第14条 委託本証拠金の額等は、全ての上場商品につき、取引所が定める委託本証拠金基準額と同額とする。

2 委託本証拠金の額等に係る社内責任者を管理部総括責任者と定め、その内容について社内徹底するとともに、委託者に周知し、その記録を3年間保存する。

(違反者に対する懲戒)

第15条 第5条に掲げる受託業務における禁止行為を行った者に対しては、当社の定める懲罰規定によりこれを懲戒する。

(日本商品先物取引協会への届出)

第16条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。

(附 則)

本規則は、平成11年3月1日より実施する。

- 2 平成12年3月5日改正
- 3 平成13年2月1日改正
- 4 平成13年12月1日改正
- 5 平成14年4月1日改正
- 6 平成14年10月1日改正
- 7 平成14年11月13日改正し、平成15年4月1日より実施する
(不正資金流入防止に係る取扱い要領)
- 8 平成15年3月14日改正し、同年4月1日より実施する
(第11条2、第14条)
- 9 平成15年5月12日改正し、同年6月6日より実施する
(委託本証拠金の額等に係る措置)
- 10 平成15年9月8日改正し、同日より実施する
(第12条3(1))
- 11 平成16年3月5日改正し、同年3月15日より実施する
(第3条、第12条1、2)
- 12 平成16年6月11日改正し、同年6月15日より実施する
(当社『パッケージ商品』の受託に係る取扱い要領)
- 13 平成16年11月9日改正し、同日より実施する
(当社『パッケージ商品』の受託に係る取扱い要領 5)

以 上

商品先物取引の経験のない新たな委託者からの受託に係る取扱い要領

当社は、受託業務管理規則第6条（3）に基づき、商品先物取引及び金融・証券の先物取引、信用取引等の経験のない委託者からの売買取引の受託にあたっては、委託者の保護とその育成を図るため、委託者の資質資力等を考慮のうえ、相応の取引数量の範囲において受託を行うよう、下記のことを定める。

1. 商品先物取引及び金融・証券の先物取引、信用取引等の経験のない新たな委託者からの受託取引数量に係る外務員の判断枠を委託証拠金500万円以下、または、口座設定申込書に委託者が自筆で記載した投資可能額のいずれか低い方とする。
2. 委託者から、前項1の500万円を超える取引数量の要請があった場合、または、委託者が自筆で記載した投資可能額を超える取引数量の要請があった場合、管理担当班の責任者がその適否について審査し、妥当と認められた場合、委託証拠金1000万円以下の範囲内、または、委託者が再度申告した投資可能額の範囲内の取引数量において受託できるものとする。
この場合、管理担当班の責任者は、速やかに統括責任者に調書を添えてこの旨を報告しなければならない。
3. 委託者から1000万円を超える取引数量の要請があった場合、管理担当班の責任者は、その受託の適否について調査し、当該委託者自筆による「資金的に問題ない」旨の申出書を調書に添え、統括責任者に報告し、審査を受けるものとする。
4. 委託者から、3000万円を超える取引数量の要請があった場合、管理担当班の責任者は、その受託の適否について調査し、当該委託者自筆による「資金的に問題ない」旨の申出書を調書に添え、統括責任者に報告し、審査を受けるものとする。
5. 統括責任者は、前項3、4の報告内容を精査し、その適否について審査するとともに、総括責任者に報告し必要と認められた場合、管理担当班の責任者に対し、所要の指示を行い、当該委託者の管理に万全を期するものとする。

以 上

「商品先物取引の経験のない新たな委託者からの受託に係る取扱い要領」の 審 査 基 準

「商品先物取引の経験のない新たな委託者からの受託に係る取扱い要領」第2項及び第5項に基づく審査にあたっては、下記の基準により、これを厳正に精査したうえ、その適否について決定し、妥当と認められた範囲内において受託するものとする。

ただし、統括責任者からの所要の指示があった場合は、その限りではない。

記

1. 取引数量制限超過に係る要請理由
2. 資産、収入状況
3. 資質及び取引に対する姿勢
4. 投資経験の有無及びその度合い
5. 取引状況
6. 先物取引（商品・株式・金融）に関する知識及び理解度
7. その他、委託者に係る属性

以 上

不正資金流入防止に係る取扱要領

当社は、公金出納取扱者、金融機関において他人に金銭・有価証券等を取扱っている者、企業の経理、財務担当者等、自己の資産以外の金銭等を取扱っている委託者からの預託金について、入金累計額が一定の基準を超えることとなった場合は、下記の措置を講ずるものとする。

記

1. 当該委託者の取引に係る預託額が一定の基準を超えたときは、不正資金の流入を防止するための調査を開始するものとし、その基準等を以下のとおり定める。
 - ① 委託者からの預託入金累計が3000万円（有価証券は充用価格）を超えたとき、当該委託者の資金について調査を開始する。
 - ② 調査に当たっては、前項の基準を超過した部分の資金的性格や出所を、当該委託者と直接面談して聴取することとする。
2. 不正資金の流入防止に係る調査業務を担う部署は、以下のとおり定める。
 - ① 原則として、管理部管理担当班責任者が行うこととする。
 - ② 調査に当たっては、営業部門からも事情聴取するものとし、営業部門は、その把握している当該委託者の情報を、全て管理部に報告する等、調査に協力しなければならない。
 - ③ 尚、直接面談が困難又は迅速化のために必要な時は、外部機関（興信所等）等を利用して調査することとする。
3. 管理部管理担当班責任者は、第1項①の当該委託者に対し資金内容の確認を行い、『自己資金であること、及びその資金の根拠』等を明記した本人自筆の書面の提出を求め、且つ、自己資金であることの客観的資料の提出又は提示を求めるものとする。
4. 管理部管理担当班責任者は、前記調査に係る関係書類等を取り纏め、速やかに統括責任者に報告したうえ、これを10年間保存する。
5. 当社は、委託者から不正資金による取引資金の預託を受けていたことが判明したときは、当該委託者に対し、速やかに決済するよう要請するとともに、その後の入金是不正資金の有無に係わらず受託しないものとする。

以 上

委託本証拠金預託の特例（第9条2項）に関する申出の認定基準

1. 新規委託者で、委託本証拠金預託の特例の申出書が差し入れられ、当社に於いて取引期間が3ヶ月を経過し、且つ委託者の資金力、理解度等商品先物取引についての十分な認識を有する者
2. 商品先物取引、金融先物取引、または証券取引における信用取引及び株価先物取引等の経験者で、商品先物取引についての十分な認識を有し、且つ取引を証明出来る書面等の差入れのあった者

上記の各項目の審査、及び認定の判断は統括責任者の決裁により行い、統括責任者は、すみやかに総括責任者に報告するものとする。

以 上

尚、『パッケージ商品』の受託開始に伴い、【当社『パッケージ商品』の受託に係る取扱い要領】を新設した。

当社『パッケージ商品』の受託に係る取扱い要領

当社は、商品先物市場に参入するにふさわしい健全な委託者層の拡大及び、委託者の保護並びにその育成を図るため新たに、『パッケージ商品』に限定して受託する場合の取扱いについて、下記のことを定める。

- 1、当社は、次の各号の一に該当する者に対しては、『パッケージ商品』の勧誘及び受託を行わないこととする。
 - (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人及び精神障害者
 - (2) 母子家庭該当者及び生活保護法被適用者
 - (3) 長期入院患者等随時連絡が取れない者
 - (4) 長期自宅療養者等医療費が収入の一定額を占めている者
 - (5) 余裕資金の無い者
- 2、前項各号に該当しない者であっても、総括責任者及び統括責任者、管理担当班責任者が、本件取引を行う上で適格性に欠けると認定した者に対しては、委託の勧誘並びに受託を行わないこととする。
- 3、第1項各号に該当しない委託者であっても、取引期間中において、総括責任者及び統括責任者、管理担当班責任者が新たに不適格者と認定した場合は、当該委託者に対し、速やかに取引の仕切りを求めることとする。
- 4、『パッケージ商品』は、次の3種類の組合せ裁定取引に限定し、どの種類を選択するかは委託者の指示によるものとする。
 - ① カレンダー・スプレッド＝同一銘柄、限月間の価格差を利用
 - ② 市場間・スプレッド＝同一銘柄、同一限月、異市場間の価格差を利用
 - ③ バタフライ・スプレッド＝同一銘柄、期先3限月間の価格差を利用
- 5、受託に際し委託本証拠金は原則として預託証拠金の3分の2とするが、相場変動等により委託本証拠金（当社規定）の変更が生じた場合及び委託者からの余剰金返還請求があった場合はこの限りではない。
尚、追証発生時の対処法について予め、『確認書』を徴収することを条件とする。
- 6、各項以外に関する事項については、原則として受託業務管理規則に準ずる。
但し該当項目が無い場合は、総括責任者及び統括責任者の決裁に委ねるものとする。
- 7、将来的には、『パッケージ商品』取引中の全委託者及び新規申込者に対し、委託者保護並びに育成を図る啓蒙活動の一環として、全国主要都市等において適宜セミナーを開催する。
- 8、習熟期間経過後、委託者から一般取引移行の要請があった場合は、本取扱い要領から除外し改めて統括責任者及び総括責任者が審査のうえ、適否を決定するものとする。
但し、受託業務管理規則第2条第1項第2号及び第7号に該当する者からの移行申請は不可とする。
- 9、委託者から移行要請があった場合、管理担当班責任者はその受託の適否について調査し、当該委託者自筆による「リスクを承知している」旨の申請書を調書に添え、統括責任者に報告し審査を受けるものとする。
- 10、統括責任者は、前項8の報告内容を精査しその適否について審査するとともに、総括責任者に報告し必要と認められた場合、管理担当班責任者に対し所要の指示を行い、当該委託者の管理に万全を期するものとする。

以 上

⑥ 外務員の登録状況

| 期首 登録外務員数 | 新規登録数 | 登録抹消数 | 期末 登録外務員数 |
|--------------|-------|-------|--------------|
| 526名 | 267名 | 319名 | 474名 |

⑦ 委託者に関する事項

| 期首 委託者数 | 新規委託者数 | 期末 委託者数 |
|------------|--------|------------|
| 5,848名 | 3,382名 | 5,463名 |

⑧ 苦情・紛争に関する事項

商品事業部の管理部を充実させ、営業部門に対するチェック・指導を強化して苦情等の未然防止に努め、また申出があった場合には直ちに詳細な社内調査を実施して適切な処理を行っております。

(1) 平成16年度中の苦情受付件数及び処理結果

| 苦情申出事由 | 件数 | 処理結果 | | | 処理中 |
|------------|----|------|-----|-----|-----|
| | | 解決 | 取下げ | 打切り | |
| 勧誘時に係るもの | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 取引に係るもの | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 取引終了時に係るもの | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| その他に係るもの | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 合計 | 5 | 4 | 0 | 1 | 0 |

- (注) 1. 「苦情」とは受託等業務に関し、委託者等が当社に対して異議、不平、不満等を表明したものの、又は日商協にその解決の中出のあったもの。
 2. 「中出事由」は中出人の主張に従って分類したもの。
 3. 「処理結果」の「解決」は当事者間で自主解決したもの、「取下げ」は中出人が誤解等を認めて取り下げたもの、「打切り」は当事者間で自主解決ができなかったもの。

(2) 平成16年度中の紛争受付件数及び処理結果

| 紛争申出事由 | 件数 | 処理結果 | | | 処理中 |
|------------|----|------|-----|----|-----|
| | | 解決 | 取下げ | 不調 | |
| 勧誘時に係るもの | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 取引に係るもの | 5 | 2 | 0 | 0 | 3 |
| 取引終了時に係るもの | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| その他に係るもの | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 合計 | 9 | 3 | 0 | 1 | 5 |

- (注) 1. 「紛争」とは受託等業務に関し、委託者等の異議、不平、不満等に起因する当事者間の主張の対立が具体化、先鋭化し、委託者等が取引所に紛争仲介の中出をし、又は日商協に斡旋若しくは調停の中出をしたもの。
2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
3. 「処理結果」の「解決」は取引所又は日商協の仲介により解決したもの、「取下げ」は当事者間の話し合いにより申出人が仲介の申出を取下げたもの、「不調」は仲介で解決できなかったもの。

⑨ 訴訟に関する事項

(1) 平成16年度中の係争

| 前期末訴訟件数 | 今期訴訟件数 | 判決 | 和解 | 係争中 |
|---------|--------|----|----|-----|
| 8件 | 14件 | 0件 | 2件 | 20件 |

(2) 平成16年度中の判決等

平成16年度中の係争のうち、2件は裁判所和解が成立し、解決致しました。4件は全面勝訴を含め判決言渡しがありましたが、4件とも控訴となり、現在各地高等裁判所にて係争中であります。

3. 経理の状況

① 貸借対照表 (平成17年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|---------------------|----------------|------------------------------|----------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| [流 動 資 産] | [29,591,243] | [流 動 負 債] | [18,505,448] |
| 現 金 及 び 預 金 | 8,962,356 | 委 託 者 未 払 金 | 413,960 |
| 預 託 金 | 5,019,397 | 買 掛 金 | 38,247 |
| 委 託 者 未 収 金 | 1,185,993 | 短 期 借 入 金 | 920,000 |
| 売 掛 金 | 102,607 | 一 年 以 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金 | 200,000 |
| 商 品 有 価 証 券 | 109,948 | 未 払 金 | 86,961 |
| 信 用 取 引 資 産 | 3,976,768 | 未 払 費 用 | 346,452 |
| 保 管 有 価 証 券 | 1,020,629 | 信 用 取 引 負 債 | 695,052 |
| 短 期 差 入 保 証 金 | 4,445,510 | 預 り 金 | 2,262,161 |
| 商 品 責 任 準 備 預 託 金 | 1,206,890 | 受 入 保 証 金 | 445,507 |
| 委 託 者 先 物 取 引 差 金 | 1,507,397 | 預 り 委 託 証 拠 金 | 12,809,157 |
| 未 収 法 人 税 等 | 633,175 | 賞 与 引 当 金 | 200,000 |
| 前 払 費 用 | 159,491 | そ の 他 | 87,947 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 33,518 | | |
| 商 品 フ ァ ン ド | 495,000 | [固 定 負 債] | [1,079,483] |
| そ の 他 | 740,214 | 長 期 借 入 金 | 600,000 |
| 貸 倒 引 当 金 | △7,655 | 退 職 給 付 引 当 金 | 15,025 |
| | | 役 員 退 職 慰 勞 引 当 金 | 464,458 |
| [固 定 資 産] | [5,517,422] | | |
| (有 形 固 定 資 産) | (1,186,969) | [引 当 金] | [1,220,140] |
| 建 物 | 731,580 | 商 品 取 引 責 任 準 備 金 | 1,206,890 |
| 車 両 | 50,045 | (商 品 取 引 所 法 第 136 条 の 22) | |
| 器 具 及 び 備 品 | 142,793 | 証 券 取 引 責 任 準 備 金 | 13,250 |
| 土 地 | 262,550 | (証 券 取 引 法 第 51 条) | |
| | | 負 債 合 計 | 20,805,072 |
| (無 形 固 定 資 産) | (239,130) | 資 本 の 部 | |
| 営 業 権 | 50,826 | [資 本 金] | [1,558,250] |
| 電 話 加 入 権 | 8,207 | [資 本 剰 余 金] | [524,193] |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 178,749 | 資 本 準 備 金 | 453,625 |
| そ の 他 | 1,346 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 70,568 |
| | | 自 己 株 式 処 分 差 益 | 70,568 |
| (投 資 そ の 他 の 資 産) | (4,091,323) | [利 益 剰 余 金] | [12,022,652] |
| 投 資 有 価 証 券 | 930,434 | 利 益 準 備 金 | 260,000 |
| 子 会 社 株 式 | 19,769 | 任 意 積 立 金 | 10,000,000 |
| 出 資 金 | 362,678 | 別 途 積 立 金 | 10,000,000 |
| 長 期 差 入 保 証 金 | 1,744,800 | 当 期 未 処 分 利 益 | 1,762,652 |
| 長 期 未 収 債 権 | 21,956 | | |
| 長 期 前 払 費 用 | 209,776 | [株 式 等 評 価 差 額 金] | [198,498] |
| 繰 延 税 金 資 産 | 579,154 | | |
| そ の 他 | 270,583 | 資 本 合 計 | 14,303,594 |
| 貸 倒 引 当 金 | △47,830 | 負 債 ・ 資 本 合 計 | 35,108,666 |
| 資 産 合 計 | 35,108,666 | | |

② 損益計算書

〔 平成16年4月1日から
平成17年3月31日まで 〕

(単位：千円)

| | | 科 目 | 金 | 額 |
|-----------------|-------------|------------|------------|------------|
| 経常損益の部 | 営業損益の部 | [営業収益] | | 13,668,581 |
| | | 受取手数料 | 14,667,109 | |
| | | 売買等損益 | △1,057,524 | |
| | | 金融収益 | 58,995 | |
| | | [金融費用] | | 17,849 |
| | 純営業収益 | | 13,650,731 | |
| | [営業費用] | | 11,610,409 | |
| | 販売費及び一般管理費 | 11,610,409 | | |
| | 営業利益 | | 2,040,321 | |
| | 営業外損益の部 | [営業外収益] | | 104,401 |
| 受取利息及び配当金 | | 5,119 | | |
| その他の営業外収益 | | 99,281 | | |
| [営業外費用] | | | 86,591 | |
| 支払利息 | | 56,151 | | |
| 為替差損 | 20,909 | | | |
| その他の営業外費用 | 9,530 | | | |
| 経常利益 | | 2,058,131 | | |
| 特別損益の部 | [特別利益] | | 57,670 | |
| | 子会社株式売却益 | 30,000 | | |
| | 貸倒引当金戻入 | 20,229 | | |
| | 商品取引責任準備金戻入 | 7,440 | | |
| | [特別損失] | | 725,048 | |
| | 証券取引責任準備金繰入 | 2,400 | | |
| | ゴルフ会員権評価損 | 25,283 | | |
| | 投資有価証券評価損 | 3,572 | | |
| 支店閉鎖に伴う損失 | 693,790 | | | |
| 税引前当期純利益 | | 1,390,753 | | |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 454,000 | | |
| 過年度法人税、住民税及び事業税 | | 224,000 | | |
| 法人税等調整額 | | 157,635 | | |
| 当期純利益 | | 555,118 | | |
| 前期繰越利益 | | 1,207,534 | | |
| 当期未処分利益 | | 1,762,652 | | |

③ 注 記 事 項

当社の貸借対照表及び損益計算書は、「商法施行規則」（平成14年3月29日付法務省令第22号）の規定のほか「商品先物取引業統一経理基準」（平成5年3月3日付社団法人日本商品先物取引協会理事会決議）及び「証券会社に関する内閣府令」（平成10年総理府令・大蔵省令第32号）並びに「証券業経理の統一について」（昭和49年11月14日付日本証券業協会理事会決議）に準拠して作成しております。

なお、記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券・・・・・・・・時価法（売却原価は移動平均法により算定）

子会社株式・・・・・・・・移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの・・・・・・・・決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの・・・・・・・・移動平均法による原価法によっております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・・・・・・定率法によっております。但し、平成10年4月1日以降取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法を採用しております。

無形固定資産・・・・・・・・定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

投資その他の資産

長期前払費用・・・・・・・・定額法によっております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金・・・・・・・・債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金・・・・・・・・従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち、当期の負担額を計上しております。

退職給付引当金・・・・・・従業員退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、発生年度に一時処理しております。

役員退職慰労引当金・・・・・・役員退職慰労金の支給に備えるために内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。なお、当該引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金に該当いたします。なお、役員退職慰労金規程を平成17年3月31日付けをもって廃止いたしました

6. 商品取引責任準備金

商品先物取引又はその受託に関して生じた事故に備えるため、商品取引所法第136条の22の規定に基づき「商品取引所法施行規則」第49条に定めるところにより算出した額を計上しております。

7. 証券取引責任準備金

証券取引事故による損失に備えるため、証券取引法第51条第1項の規定に基づき、「証券会社に関する内閣府令」第35条各号に定めるところにより算出した額を計上しております。

8. 商品先物取引における営業収益の計上基準

受取手数料は委託者が取引を転売又は買戻し及び受渡しにより決済したときに計上しております。

売買損益は反対売買により取引を決済したときに計上しております。

9. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

10. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段として金利スワップ取引を行っており、借入金に係る金利変動リスクをヘッジ対象としております。

(3) ヘッジ方針

金利スワップ取引は実需の範囲内で行っており、投機的取引は行わない方針であります。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

11. 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

[表示方法の変更]

(商品ファンド)

前営業年度まで流動資産「その他」に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当営業年度より区分掲記することといたしました。

なお、前営業年度の「商品ファンド」は462,900千円であります。

[貸借対照表の注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額・・・503,446千円

2. 担保に供している資産

預 金・・・3,550,000千円

投資有価証券・・・130,000千円

また、商品取引所法施行規則第43条第1項第4号に基づく、銀行による契約弁済保証額は3,000,000千円であります。なお、上記のほかに預り有価証券600,483千円を信用取引借入金の担保として差し入れております。

3. 商品取引所へ取引証拠金として預託している資産

短期差入保証金・・・1,013,888千円

保管有価証券・・・638,257千円

4. 商品取引所法第136条の15の規定に基づき分離保管されている資産

預 金・・・2,553,823千円

預 託 金・・・2,500,000千円

また、商品取引所法施行規則第43条第1項第4号に基づく、銀行による契約弁済保証額は3,000,000千円であります。

5. 証券取引法第47条第3項の規定に基づき分別保管されている資産

預 託 金・・・2,050,000千円

6. 当社の外国為替保証金取引規定に基づき分別保管されている資産

預 託 金・・・469,397千円

7. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している電子計算機及びその周辺機器があります。

8. 商法施行規則第124条第3号に規定する、資産に時価を付したることにより増加した純資産額は222,570千円であります。

[損益計算書の注記]

1. 1株当たりの当期純利益・・・・・・・・・・22円27銭

④ 利益処分計算書

利益処分計算書

(株主総会承認日 平成17年6月29日)

(単位：円)

| 科 目 | 金 額 |
|---------------------------|---------------|
| 当 期 未 処 分 利 益 | 1,762,652,398 |
| これを次のとおり処分いたします。 | |
| 利 益 配 当 金 (1株につき10.0円) | 249,265,000 |
| 次 期 繰 越 利 益 | 1,513,387,398 |

⑤ 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書については、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」による会計監査人の監査を受けております。

⑥ 財務比率

財務比率

(平成17年3月31日現在)

| 諸 項 目 | 比 率 |
|---------------|--|
| (a) 純資産余裕比率 | [純資産額/必要純資産額×100] 776.3 % |
| (b) 自己資本資本金比率 | [自己資本/資本金×100] 917.9 % |
| (c) 自己資本比率 | [自己資本/総資本×100] 40.7 % |
| (d) 修正自己資本比率 | [自己資本/(総資産額-委託者に係る取引所預託金-分離保管預託額)×100] *1 56.6 % |
| (e) 当座性資金等比率 | [当座性資金等/流動負債額×100] 121.9 % |
| (f) 委託者未収金比率 | [委託者未収金/純資産額×100] 7.8 % |
| (g) 借入金等比率 | [(借入金+借入有価証券+社債)/総資産額×100] 4.9 % |
| (h) 経常収支率 | [経常収益/経常費用×100] 117.9 % |
| (i) 負債比率 | [負債合計額/純資産額×100] 134.3 % |
| (j) 流動比率 | [流動資産額/流動負債額×100] 161.6 % |
| (k) 委託手数料収益比率 | [委託手数料/経常収益×100] 98.9 % |
| (l) 自己売買収益比率 | [自己売買収益/経常収益×100] — |

※ 1 総資産額から、委託者資産のうち取引所への預託金額及び委託者債権の保全制度に基づいて金融機関に預託されている額を控除した額を用いて計算された自己資本比率となっております。

4. 業務関連項目

① 月間売買高

| 取引所名 | 上場商品名 | 平成16年 | | | | | | | | | | | | 自己委託合計 | 構成比 | |
|----------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|-----------|--------|
| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | | |
| 東京工業品取引所 | 原油 | 自己委託 | 12,085 | 6,891 | 4,047 | 3,662 | 5,045 | 2,357 | 13,592 | 6,654 | 7,609 | 2,634 | 1,278 | 5,470 | 151,629 | 2.05% |
| | ガソリン | 自己委託 | 12,774 | 8,534 | 5,412 | 3,840 | 4,992 | 3,726 | 14,233 | 7,256 | 9,094 | 3,129 | 1,289 | 6,026 | | |
| | 灯油 | 自己委託 | 90,469 | 95,070 | 132,042 | 100,547 | 69,226 | 63,697 | 43,055 | 39,594 | 24,205 | 31,133 | 33,657 | 30,220 | | |
| | 軽油 | 自己委託 | 110,361 | 127,427 | 164,841 | 125,375 | 88,176 | 104,534 | 72,228 | 71,057 | 51,461 | 58,923 | 61,775 | 57,686 | 1,846,759 | 25.01% |
| | 金 | 自己委託 | 60,348 | 47,484 | 103,204 | 103,590 | 57,836 | 68,459 | 50,204 | 48,843 | 37,534 | 26,527 | 27,362 | 31,262 | | |
| | 銀 | 自己委託 | 76,605 | 60,154 | 123,763 | 131,168 | 74,376 | 113,633 | 91,566 | 94,613 | 81,716 | 63,515 | 57,743 | 65,235 | 1,696,740 | 22.98% |
| | 白金 | 自己委託 | 9,980 | 2,358 | 4,764 | 17,939 | 11,692 | 557 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | パラジウム | 自己委託 | 11,059 | 2,191 | 5,094 | 20,659 | 12,776 | 617 | 8 | 17 | 1 | 18 | 8 | 19 | 99,766 | 1.35% |
| | アルミニウム | 自己委託 | 2,970 | 1,253 | 3 | 0 | 0 | 0 | 300 | 400 | 400 | 406 | 0 | 0 | | |
| | ゴム | 自己委託 | 4,750 | 4,815 | 6,932 | 9,624 | 10,735 | 5,402 | 4,737 | 4,836 | 6,366 | 7,926 | 4,775 | 5,465 | 82,095 | 1.11% |
| | 取引所 | 自己委託 | 374 | 108 | 125 | 160 | 200 | 174 | 119 | 91 | 165 | 99 | 21 | 2 | | |
| | 取引所 | 自己委託 | 713 | 152 | 306 | 355 | 312 | 614 | 248 | 153 | 329 | 133 | 173 | 48 | 5,114 | 0.07% |
| | 取引所 | 自己委託 | 12,497 | 13,064 | 13,786 | 16,433 | 19,634 | 21,539 | 14,543 | 15,478 | 13,435 | 7,776 | 7,611 | 9,051 | 348,181 | 4.71% |
| 取引所 | 自己委託 | 14,283 | 13,871 | 15,233 | 16,897 | 22,293 | 25,115 | 17,052 | 19,000 | 15,149 | 7,180 | 7,713 | 9,548 | | | |
| 取引所 | 自己委託 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 取引所 | 自己委託 | 101 | 26 | 31 | 113 | 18 | 59 | 80 | 88 | 47 | 0 | 4 | 8 | 575 | 0.01% | |
| 取引所 | 自己委託 | 2,481 | 2,180 | 896 | 648 | 140 | 155 | 130 | 39 | 121 | 403 | 270 | 296 | | | |
| 取引所 | 自己委託 | 2,494 | 2,191 | 818 | 769 | 203 | 198 | 147 | 91 | 161 | 414 | 313 | 274 | 15,832 | 0.21% | |
| 取引所 | 自己委託 | 5,390 | 8,929 | 4,458 | 5,290 | 5,080 | 2,147 | 2,169 | 2,022 | 1,112 | 1,301 | 7,280 | 22,681 | | | |
| 取引所 | 自己委託 | 5,489 | 6,125 | 3,531 | 5,167 | 3,583 | 1,210 | 3,037 | 1,833 | 1,098 | 1,463 | 7,783 | 21,359 | 129,537 | 1.75% | |
| 取引所 | 自己委託 | 435,223 | 402,823 | 589,286 | 562,236 | 386,317 | 414,193 | 327,457 | 312,065 | 249,943 | 212,980 | 219,055 | 264,650 | 4,376,228 | 59.26% | |
| 大阪商取引所 | アルミニウム | 自己委託 | 41,849 | 47,214 | 40,781 | 45,173 | 39,091 | 23,200 | 26,020 | 23,017 | 40,805 | 43,362 | 37,591 | 35,442 | | |
| 取引所 | 自己委託 | 94,499 | 75,454 | 55,979 | 37,712 | 56,522 | 71,607 | 69,850 | 42,945 | 56,853 | 75,147 | 65,266 | 63,414 | 1,208,793 | 16.37% | |
| 取引所 | 自己委託 | 4,856 | 7,679 | 9,529 | 5,876 | 5,774 | 2,385 | 2,533 | 2,633 | 2,008 | 2,056 | 1,887 | 3,598 | | | |
| 取引所 | 自己委託 | 2,884 | 4,192 | 3,428 | 5,352 | 2,640 | 3,008 | 4,652 | 5,561 | 3,404 | 2,900 | 3,256 | 5,142 | 97,033 | 1.31% | |
| 取引所 | 自己委託 | 3,508 | 792 | 849 | 1,192 | 293 | 363 | 141 | 167 | 779 | 70 | 295 | 153 | | | |
| 取引所 | 自己委託 | 4,168 | 893 | 608 | 720 | 185 | 229 | 108 | 129 | 858 | 267 | 46 | 104 | 16,917 | 0.23% | |
| 取引所 | 自己委託 | 32,832 | 51,781 | 41,374 | 34,302 | 42,553 | 17,790 | 18,184 | 23,842 | 24,451 | 23,156 | 23,222 | 10,873 | | | |
| 取引所 | 自己委託 | 56,706 | 80,997 | 69,140 | 50,588 | 88,252 | 42,231 | 48,272 | 64,845 | 64,981 | 55,019 | 41,997 | 17,426 | 1,024,814 | 13.88% | |
| 取引所 | 自己委託 | 2,105 | 436 | 837 | 15,253 | 7,987 | 3,473 | 1,300 | 251 | 2,314 | 2,019 | 122 | 85 | | | |
| 取引所 | 自己委託 | 3,833 | 435 | 16,215 | 22,044 | 9,337 | 6,112 | 2,588 | 220 | 2,371 | 2,251 | 223 | 51 | 109,332 | 1.48% | |
| 取引所 | 自己委託 | 247,040 | 269,873 | 246,250 | 218,212 | 252,614 | 170,398 | 173,628 | 163,610 | 198,824 | 206,247 | 173,905 | 136,288 | 2,456,889 | 33.27% | |
| 取引所 | 自己委託 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 取引所 | 自己委託 | 23 | 27 | 37 | 273 | 35 | 63 | 0 | 2 | 48 | 7 | 7 | 0 | 524 | 0.01% | |
| 取引所 | 自己委託 | 44 | 76 | 46 | 116 | 108 | 20 | 24 | 40 | 129 | 108 | 123 | 168 | | | |
| 取引所 | 自己委託 | 357 | 629 | 836 | 1,473 | 1,437 | 871 | 1,089 | 2,232 | 1,866 | 1,706 | 887 | 805 | 15,190 | 0.21% | |
| 取引所 | 自己委託 | 1 | 2 | 28 | 126 | 1 | 33 | 2 | 411 | 16 | 7 | 117 | 111 | | | |
| 取引所 | 自己委託 | 699 | 306 | 256 | 1,181 | 628 | 525 | 765 | 1,606 | 1,297 | 1,053 | 462 | 620 | 10,253 | 0.14% | |
| 取引所 | 自己委託 | 2 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | | | |
| 取引所 | 自己委託 | 45 | 8 | 21 | 0 | 0 | 3 | 0 | 14 | 4 | 28 | 6 | 9 | 148 | 0.00% | |
| 取引所 | 自己委託 | 1,124 | 1,040 | 1,203 | 3,169 | 2,209 | 1,512 | 1,880 | 4,291 | 3,358 | 2,881 | 1,596 | 1,704 | 23,967 | 0.35% | |
| 取引所 | 自己委託 | 326 | 190 | 491 | 835 | 452 | 252 | 276 | 220 | 46 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 取引所 | 自己委託 | 234 | 372 | 246 | 600 | 456 | 168 | 48 | 69 | 126 | 31 | 60 | 0 | 5,498 | 0.07% | |
| 取引所 | 自己委託 | 506 | 603 | 882 | 1,711 | 2,003 | 718 | 491 | 822 | 824 | 538 | 286 | 382 | | | |
| 取引所 | 自己委託 | 188 | 559 | 769 | 857 | 1,898 | 844 | 337 | 1,328 | 958 | 554 | 204 | 438 | 18,700 | 0.25% | |
| 取引所 | 自己委託 | 3,626 | 4,136 | 2,220 | 550 | 7,174 | 3,740 | 390 | 50 | 500 | 0 | 0 | 10 | 38,488 | 0.52% | |
| 取引所 | 自己委託 | 400 | 2,430 | 1,958 | 774 | 3,412 | 5,038 | 620 | 680 | 210 | 325 | 245 | 0 | | | |

| 取引所名 | 平成16年4月 | 平成16年5月 | 平成16年6月 | 平成16年7月 | 平成16年8月 | 平成16年9月 | 平成16年10月 | 平成16年11月 | 平成16年12月 | 平成17年1月 | 平成17年2月 | 平成17年3月 | 自己委託合計 | 構成比 | |
|-----------|-------------------|----------|---------|---------|---------|---------|----------|----------|----------|---------|---------|---------|---------|-----------|---------|
| 東京穀物商品取引所 | 大豆ミール 自己委託 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.00% | |
| | とうもろこし 自己委託 | 1,923 | 1,640 | 1,814 | 3,220 | 3,080 | 2,700 | 2,161 | 1,053 | 1,564 | 2,283 | 3,648 | 45,318 | 0.61% | |
| | アラビカ 自己委託 | 2,857 | 1,514 | 1,940 | 1,213 | 1,651 | 3,247 | 2,063 | 838 | 838 | 1,284 | 612 | 390 | 84,814 | 1.15% |
| | ロブスタ 自己委託 | 4,079 | 3,453 | 3,073 | 2,512 | 3,687 | 1,891 | 3,615 | 3,258 | 3,030 | 2,438 | 2,872 | 5,525 | 239,589 | 3.24% |
| | 取引所計 | 57,558 | 41,908 | 38,357 | 23,932 | 48,238 | 34,440 | 36,387 | 33,674 | 32,237 | 25,323 | 17,332 | 43,027 | 432,413 | 0 |
| | 小豆 自己委託 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.00% |
| | 10N-一般大豆 自己委託 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.00% |
| | NON-GMO大豆 自己委託 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.00% |
| | 粗糖 自己委託 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.00% |
| | 穀物指数 自己委託 | 1,825 | 1,203 | 2,438 | 40 | 162 | 28 | 28 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.18% |
| 関西商品取引所 | コーヒー指数 自己委託 | 2,439 | 1,679 | 1,090 | 240 | 762 | 28 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 280 | 13,254 | 0.18% |
| | 冷凍えび 自己委託 | 0 | 1,000 | 1,000 | 6,000 | 3,000 | 2,000 | 4,000 | 20 | 38 | 20 | 40 | 20 | 17,554 | 0.24% |
| | 取引所計 | 4,266 | 3,964 | 7,928 | 6,428 | 7,094 | 2,256 | 6,840 | 436 | 193 | 1,107 | 488 | 380 | 41,380 | 0.56% |
| | 小豆 自己委託 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.00% |
| | 10N-一般大豆 自己委託 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.00% |
| | NON-GMO大豆 自己委託 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.00% |
| | 大豆ミール 自己委託 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.00% |
| | とうもろこし 自己委託 | 64 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.00% |
| | プロイラー 自己委託 | 248 | 746 | 141 | 83 | 266 | 18 | 4,256 | 2,386 | 1,420 | 13 | 11 | 12 | 24,730 | 0.33% |
| | 取引所計 | 5,483 | 5,730 | 253 | 6,137 | 1,288 | 2,030 | 14,790 | 6,105 | 3,562 | 393 | 11 | 12 | 45,794 | 0.62% |
| 横浜商品取引所 | 日本生糸 自己委託 | 3,006 | 26 | 6 | 10 | 14 | 14 | 20 | 18 | 14 | 16 | 24 | 26 | 3,314 | 0.04% |
| | 野菜指数 自己委託 | 30 | 20 | 10 | 50 | 0 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,430 | 0.03% |
| | 食川馬鈴薯 自己委託 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,200 | 1,204 | 10 | 16 | 571 | 0.01% |
| | 取引所計 | 79 | 54 | 73 | 39 | 66 | 14 | 19 | 8 | 3 | 26 | 30 | 5 | 6,315 | 0.09% |
| | 自己合計 | 3,14,135 | 311,958 | 389,541 | 375,134 | 296,640 | 224,945 | 201,262 | 179,475 | 169,878 | 152,394 | 149,351 | 166,722 | 2,931,455 | 39.69% |
| | 委託合計 | 439,721 | 413,488 | 493,850 | 445,097 | 401,220 | 399,941 | 359,777 | 340,766 | 319,482 | 297,818 | 263,106 | 279,433 | 4,453,699 | 60.31% |
| | 総合計 | 753,856 | 725,446 | 883,391 | 820,231 | 697,860 | 624,886 | 561,039 | 520,241 | 489,360 | 450,212 | 412,457 | 446,155 | 7,385,134 | 100.00% |

② 月間建表状況

No.1

| 取引所名 | 上場商品名 | 平成16年4月 | 平成16年5月 | 平成16年6月 | 平成16年7月 | 平成16年8月 | 平成16年9月 | 平成16年10月 | 平成16年11月 | 平成16年12月 | 平成17年1月 | 平成17年2月 | 平成17年3月 | 自己委託合計 | 構成比 | |
|----------------------|---------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|----------|----------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|
| 東京 工業 品取 引所 | 原油 | 407 | 280 | 257 | 275 | 338 | 523 | 383 | 385 | 316 | 232 | 208 | 174 | | | |
| | ガソリン | 2,069 | 1,027 | 883 | 601 | 845 | 737 | 1,032 | 932 | 766 | 475 | 536 | 436 | 610 | 0.30% | |
| | 灯油 | 32,808 | 29,581 | 34,460 | 22,278 | 19,930 | 16,838 | 16,838 | 17,227 | 13,419 | 11,846 | 11,609 | 12,522 | 13,563 | 6.75% | |
| | 軽油 | 28,196 | 23,619 | 31,295 | 29,573 | 24,257 | 19,638 | 19,638 | 20,694 | 16,489 | 12,624 | 15,101 | 14,383 | 15,398 | 7.66% | |
| | 金 | 684 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.00% | |
| | 銀 | 34 | 58 | 107 | 63 | 109 | 49 | 49 | 40 | 37 | 12 | 19 | 0 | 0 | | |
| | 白金 | 841 | 431 | 207 | 940 | 1,042 | 2,019 | 2,019 | 974 | 804 | 755 | 779 | 1,024 | 377 | 12 | 0.01% |
| | パラジウム | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.00% |
| | アルミニウム | 225 | 247 | 143 | 141 | 47 | 32 | 32 | 16 | 33 | 62 | 105 | 53 | 75 | 160 | 0.08% |
| | ゴム | 465 | 476 | 242 | 404 | 388 | 179 | 260 | 260 | 80 | 0 | 173 | 293 | 306 | | |
| | 取引所計 | 77,386 | 69,134 | 81,797 | 68,793 | 66,672 | 59,002 | 57,836 | 57,836 | 47,008 | 36,824 | 39,744 | 40,169 | 40,169 | 3,942 | 1.96% |
| | 大阪 商 品取 引所 | アルミニウム | 2,048 | 2,722 | 3,293 | 4,384 | 2,247 | 1,939 | 2,247 | 2,514 | 2,585 | 2,089 | 1,208 | 1,692 | 15,649 | 7.78% |
| | | ゴム | 759 | 1,062 | 1,027 | 1,093 | 997 | 676 | 443 | 562 | 192 | 208 | 203 | 199 | | |
| | | ゴム指数 | 40 | 32 | 13 | 53 | 6 | 1 | 22 | 22 | 3 | 0 | 0 | 0 | 1,071 | 0.53% |
| | | TSR20 | 415 | 2,080 | 1,590 | 1,368 | 947 | 1,013 | 1,013 | 1,755 | 639 | 1,166 | 1,104 | 867 | | |
| ニッケル | | 121 | 104 | 2,089 | 2,495 | 1,616 | 398 | 398 | 238 | 54 | 33 | 24 | 21 | 34 | | |
| 取引所計 | | 85,589 | 84,300 | 82,356 | 82,410 | 75,154 | 60,908 | 60,908 | 57,568 | 47,474 | 44,678 | 38,311 | 30,070 | 23,354 | 23,354 | 11.62% |
| 中部 商 品取 引所 | | 鶏卵 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.00% |
| | | ガソリン | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.00% |
| | | 灯油 | 627 | 441 | 215 | 254 | 231 | 373 | 373 | 469 | 438 | 133 | 91 | 217 | 449 | 0.22% |
| | | 軽油 | 60 | 55 | 57 | 45 | 35 | 28 | 28 | 18 | 12 | 10 | 27 | 21 | 21 | |
| | 取引所計 | 955 | 853 | 1,068 | 1,513 | 1,076 | 1,131 | 1,131 | 1,048 | 1,065 | 1,196 | 293 | 347 | 666 | 666 | 0.33% |
| 東京 穀物 商 品 | 小豆 | 0 | 0 | 63 | 40 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.00% | |
| | 一般大豆 | 37 | 38 | 186 | 149 | 82 | 86 | 86 | 43 | 213 | 149 | 27 | 47 | 124 | 0.06% | |
| | NON-GMO大豆 | 8,040 | 6,140 | 4,900 | 4,730 | 540 | 220 | 220 | 30 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 0.00% | |
| | 取引所計 | 1,400 | 1,930 | 1,864 | 1,210 | 1,358 | 640 | 640 | 340 | 220 | 190 | 235 | 0 | 10 | 10 | 0.00% |

| 取引所名 | 平成16年4月 | 平成16年5月 | 平成16年6月 | 平成16年7月 | 平成16年8月 | 平成16年9月 | 平成16年10月 | 平成16年11月 | 平成16年12月 | 平成17年1月 | 平成17年2月 | 平成17年3月 | 自己委託合計 | 構成比 | |
|-----------|-------------------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|----------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 東京穀物商品取引所 | 大豆ミール 自己委託 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.00% | |
| | とうもろこし 自己委託 | 220 | 148 | 188 | 34 | 84 | 108 | 63 | 32 | 72 | 27 | 7 | 0 | 0.00% | |
| | アラヒカ 自己委託 | 1,398 | 1,058 | 500 | 111 | 530 | 243 | 204 | 341 | 627 | 193 | 47 | 54 | 0.03% | |
| | ロブスタ 自己委託 | 387 | 252 | 213 | 287 | 96 | 73 | 375 | 120 | 198 | 162 | 231 | 851 | 0.42% | |
| | 取引所計 | 1,500 | 899 | 1,491 | 640 | 239 | 382 | 455 | 272 | 652 | 467 | 620 | 2,564 | 1.28% | |
| | 小豆 自己委託 | 5,279 | 5,343 | 1,422 | 1,358 | 1,598 | 767 | 2,059 | 932 | 784 | 280 | 331 | 350 | 3,603 | 1.79% |
| | 10M一般大豆 自己委託 | 14,380 | 12,232 | 11,537 | 10,944 | 9,468 | 8,202 | 7,791 | 5,881 | 4,483 | 3,286 | 2,250 | 2,214 | 3,603 | 1.79% |
| | NON-GMO大豆 自己委託 | 32,904 | 28,298 | 23,213 | 20,267 | 14,459 | 11,009 | 11,690 | 8,364 | 7,341 | 4,698 | 3,536 | 0 | 0 | 0.00% |
| | 粗糖 自己委託 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.00% |
| | 穀物指数 自己委託 | 413 | 420 | 230 | 190 | 28 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 480 | 0.24% |
| 関西商品取引所 | コーヒー指数 自己委託 | 459 | 400 | 230 | 390 | 28 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.00% |
| | 冷凍えび 自己委託 | 4,000 | 4,000 | 3,000 | 3,000 | 6,000 | 4,000 | 0 | 34 | 10 | 32 | 11 | 0 | 0 | 0.00% |
| | 取引所計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 39 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.00% |
| | 小豆 自己委託 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.00% |
| | 10M一般大豆 自己委託 | 4,874 | 4,824 | 6,864 | 6,984 | 8,990 | 6,840 | 0 | 34 | 97 | 754 | 420 | 480 | 480 | 0.24% |
| | NON-GMO大豆 自己委託 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.00% |
| | 大豆ミール 自己委託 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.00% |
| | とうもろこし 自己委託 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.00% |
| | プロイラー 自己委託 | 5,996 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 4,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.00% |
| | 取引所計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.00% |
| 横浜商品取引所 | 日本生糸 自己委託 | 102 | 90 | 85 | 50 | 22 | 20 | 302 | 294 | 0 | 13 | 10 | 0 | 0 | 0.00% |
| | 野糞指数 自己委託 | 143 | 105 | 77 | 31 | 13 | 19 | 1,185 | 1,350 | 380 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.00% |
| | 食川馬鈴薯 自己委託 | 6,241 | 6,195 | 6,162 | 6,081 | 6,035 | 4,039 | 1,487 | 1,644 | 380 | 13 | 10 | 0 | 0 | 0.00% |
| | 取引所計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.00% |
| | 日本生糸 自己委託 | 10 | 10 | 0 | 10 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.00% |
| | 野糞指数 自己委託 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.00% |
| | 食川馬鈴薯 自己委託 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.00% |
| | 取引所計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.00% |
| | 自己合計 | 33,326 | 33,747 | 31,237 | 32,156 | 29,915 | 25,433 | 16,101 | 11,888 | 8,823 | 10,937 | 8,635 | 6,408 | 38,735 | 19.27% |
| | 委託合計 | 174,693 | 159,922 | 170,311 | 153,955 | 142,544 | 117,538 | 113,555 | 93,724 | 81,711 | 78,205 | 65,524 | 61,885 | 162,284 | 80.73% |
| 全取引所計 | 208,019 | 193,669 | 201,548 | 186,111 | 172,459 | 142,971 | 129,656 | 105,612 | 90,534 | 89,142 | 74,159 | 68,293 | 201,019 | 100.00% | |

追加情報

1. 役員 の 状 況 (平成17年6月29日現在)

| 役名及び職名 | 氏 名 (生年月日) | 所 有 株式数 |
|----------------------|---------------------|---------------|
| 代表取締役会長 (最高経営責任者) | 西村今朝男 昭和23年2月11日 | 千株 530 |
| 取締役副会長 | 古川修己 昭和24年7月11日 | 320 |
| 代表取締役社長 | 林 泰宏 昭和36年6月16日 | 250 |
| 専務取締役 | 鈴木寛典 昭和25年4月9日 | 130 |

| 役名及び職名 | 氏名 (生年月日) | 所有 株式数 |
|--------------|---------------------|-----------|
| 取締役 | 大川和雄 昭和17年3月19日 | 千株 50 |
| 取締役 | 甲斐真 昭和35年3月15日 | 130 |
| 取締役 | 長谷川和彦 昭和28年1月15日 | 50 |
| 取締役 | 野水裕資 昭和37年7月7日 | 180 |
| 取締役 (非常勤) | 望月彰 昭和14年6月13日 | — |

| 役名及び職名 | 氏名 (生年月日) | 所有 株式数 |
|--------------|----------------------|-----------|
| 常勤監査役 | 小河 泰雄 昭和19年2月7日 | 千株 50 |
| 監査役 (非常勤) | 佐藤 健吾 昭和10年12月12日 | 100 |
| 監査役 (非常勤) | 貞國 鎮 昭和16年4月9日 | — |

(注) 監査役佐藤健吾及び貞國 鎮の両氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

2. 経営組織の状況 (平成17年6月30日現在)

